

次期（第4期）実行5か年計画に関する意見書（案）修正内容対照表

| 整理 No. | 今回修正案 | 3/27 県民会議へ意見照会した原案 |
|------------|---|---|
| [整理 No. 1] | <p>1 次期（第4期）計画策定にあたっての基本的考え方（総論）</p> <p>1-3 かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画 (5) 事業費規模 令和元年度から国の「森林環境譲与税」が導入されていますが、両税の両立を図り、県内全域の森林の保全・再生を図ることが望ましいと考えるため、事業費規模すなわち水源環境保全税の規模については、現行計画と同規模の水準を基本として検討し、必要な事業費を確保すべきです。</p> <p>2 次期計画に盛り込む水源環境保全事業の考え方（各論）</p> <p>2-4 モニタリング・県民参加の仕組み関係</p> <p>○ 順応的管理の考え方に基づき、事業内容の見直しが行われていることや県民参加のもと水源環境保全・再生施策を推進する仕組みが機能していることから、施策大綱の考え方に基づく施策の推進が行われていると評価します。</p> <p>○ 水環境モニタリングについては、これまでの結果から、2次的アウトカムに関するデータが蓄積されています。今後も施策の効果を的確に把握し、県民に分かりやすく明示するため、施策の最終評価に向け、継続的に調査を実施いただく必要があります。なお、施策の最終評価に向けては、第2期に引き続き、施策評価の一つとして、「経済的手法による評価」を行う必要があります。</p> <p>○ 次期（第4期）は施策大綱期間、最後の5年となるため、県民会議では大綱期間終了時を見据えて施策の点検・評価を行うとともに、大綱期間終了後も見据えた議論を行う必要があります。なお、次期（第4期）の事業検証では、森林環境譲与税により県と市町村で実施される事業と水源環境保全税で実施される特別対策事業との関連について、事業進捗の実態を踏まえて点検することが望ましい。</p> <p>○ 県民会議による点検・評価や議論の結果を踏まえ、県では、良質な水を安定的に確保していくため、施策大綱期間終了後に必要な施策を次期（第4期）中に検討し確立すべきです。</p> | <p>1 次期（第4期）計画策定にあたっての基本的考え方（総論）</p> <p>1-3 かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画 (5) 事業費規模 今後は国の「森林環境譲与税」が導入されることとなりますが、両税の両立を図り、県内全域の森林の保全・再生を図ることが望ましいと考えるため、事業費規模すなわち水源環境保全税の規模については、現行計画と同規模の水準を基本として検討し、必要な事業費を確保すべきです。</p> <p>2 次期計画に盛り込む水源環境保全事業の考え方（各論）</p> <p>2-4 モニタリング・県民参加の仕組み関係</p> <p>○ 順応的管理の考え方に基づき、事業内容の見直しが行われていることや県民参加のもと水源環境保全・再生施策を推進する仕組みが機能していることから、施策大綱の考え方に基づく施策の推進が行われていると評価します。</p> <p>○ 水環境モニタリングについては、これまでの結果から、2次的アウトカムに関するデータが蓄積されています。今後も施策の効果を的確に把握し、県民に分かりやすく明示するため、施策の最終評価に向け、継続的に調査を実施いただく必要があります。なお、施策の最終評価に向けては、第2期に引き続き、施策評価の一つとして、「経済的手法による評価」を行う必要があります。</p> <p>○ 次期（第4期）は施策大綱期間、最後の5年となるため、県民会議では大綱期間終了時を見据えて施策の点検・評価を行うとともに、大綱期間終了後も見据えた議論を行う必要があります。なお、次期（第4期）の事業検証では、森林環境譲与税により県と市町村で実施される事業と水源環境保全税で実施される特別対策事業との関連について、事業進捗の実態を踏まえて点検することが望ましい。</p> <p>○ 県民会議による点検・評価や議論の結果を踏まえ、県では、良質な水を安定的に確保していくため施策大綱期間終了後に必要な施策を次期（第4期）中に検討し、確立すべきです。</p> |

（※表中、実線の下線は意見等を踏まえた変更箇所）